

(消費者知識)クーリング・オフ

【クーリング・オフとは】

訪問販売や電話勧誘販売などで商品やサービスの契約をした場合、一定期間内であれば無条件で契約を解除できるクーリング・オフ(頭を冷やす)制度があります。訪問販売・電話勧誘販売は、契約書面を受け取った日から8日間以内、マルチ商法は20日間以内と契約種類等によって期間が異なります。

【クーリング・オフの効果】

クーリング・オフすると、すでに支払ったお金は返還され、契約解除費用等の支払い義務もありません。また、商品を受け取っている場合や取り付けている場合でも、販売業者は無料で商品を引き取るなどの原状回復をしなければなりません。

【クーリング・オフの通知書面の記入例(はがきの場合)】

クーリング・オフするには、当該契約を解除する旨をはがき等に記載し、配達記録郵便などで販売会社あてに通知してください。クレジット契約があるときは、クレジット会社にも同様に通知してください。

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin-bottom: 10px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"><div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 15px;"></div><div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 15px;"></div><div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 15px;"></div><div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 15px;"></div></div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">〇〇県〇〇市〇〇町 〇番〇号</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">〇〇〇株式会社 代表者 様</div>	<div style="text-align: right; font-weight: bold;">契約解除通知</div> <table style="width: 100%;"><tr><td style="width: 20%;">契約年月日</td><td style="width: 20%;">平成〇年〇月〇日</td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td><td style="width: 20%;"></td></tr><tr><td>商品名</td><td>〇〇〇〇〇〇〇〇〇</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>金額</td><td>〇〇〇〇〇円</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>販売会社名</td><td>〇〇〇〇株式会社</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・右契約を解除します。</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・支払った〇〇〇〇円を早急にお返しく下さい。</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・商品はすみやかに引き取りください。</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>平成〇年〇月〇日</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> <div style="margin-top: 10px;">氏名 飛驒太郎 住所 岐阜県飛驒市〇〇町〇番〇号</div>	契約年月日	平成〇年〇月〇日				商品名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇				金額	〇〇〇〇〇円				販売会社名	〇〇〇〇株式会社				・右契約を解除します。					・支払った〇〇〇〇円を早急にお返しく下さい。					・商品はすみやかに引き取りください。					平成〇年〇月〇日				
契約年月日	平成〇年〇月〇日																																								
商品名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇																																								
金額	〇〇〇〇〇円																																								
販売会社名	〇〇〇〇株式会社																																								
・右契約を解除します。																																									
・支払った〇〇〇〇円を早急にお返しく下さい。																																									
・商品はすみやかに引き取りください。																																									
平成〇年〇月〇日																																									

《重要》クーリング・オフを通知した場合は、次の書類を証拠として保管してください。

- ①契約書(ローン申込書)
- ②クーリング・オフ通知書の写し(宛名と内容の両面)
- ③配達記録郵便などの受領書

【その他】

クーリング・オフ制度が適用できない契約もあります。『通信販売やネット販売』は、業者やお店独自でクーリング・オフ制度や返品制度を定めている場合があります。法律上のクーリング・オフ制度とは異なります。よって、お客様都合によるクーリング・オフや返品を認めない場合や、返送はお客様負担としている場合もありますので、勘違いのないよう注意する必要があります。

なお、被害の発見がクーリング・オフ期間を過ぎていても、気づいた時点で即時、市の消費者相談窓口へ相談してください。

《飛騨市消費者相談窓口》

飛騨市役所 総務部総務課 消費者相談担当

電話番号 0577-73-7461(直通)